

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3157号)

令和7年1月28日

横情審答申第3157号

令和7年1月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和5年3月8日泉地振第1346号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「下村町内会の泉区自治会町内会現況届（令和元年度から令和4年度まで）」及び「中下自治会及び若草自治会の泉区自治会町内会現況届（令和元年度から令和4年度まで）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「下村町内会の泉区自治会町内会現況届（令和元年度から令和4年度まで）」及び「中下自治会及び若草自治会の泉区自治会町内会現況届（令和元年度から令和4年度まで）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「（1）令和元年度から令和4年度までの各年の泉区中田西三丁目の自治会町内会現況届（書） 但し、集会所の住所地、集会所名が記載されている文書」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年1月27日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件審査請求文書のうち、会長を除く個人の氏名及び住所並びに個人の電話番号、FAX番号、郵便番号及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別できるため同号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。

- (2) 公共施設の記載と同施設への道の略図を記載した現況届の公開を求める。
- (3) 栄区が保有する現況届には、自治会町内会館への略図が記載されていた。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 自治会町内会現況届に係る事務について

自治会町内会とは、地域住民相互の親睦を図る等のために組織された任意団体である。実施機関は、その会長の氏名、住所及び電話番号等を確認するため、毎年度、現況届の提出を依頼している。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、下村町内会、中下自治会及び若草自治会の令和元年度から令和4年度までの現況届と解される。実施機関は、特定した文書のうち、会長を除く個人の氏名及び住所並びに全ての個人の電話番号、FAX番号、郵便番号及び住所を非開示としている。

イ 審査請求人は、自治会町内会館への略図が記載された現況届の開示を求めており、非開示部分の開示は求めていないと解されることから、当審査会では文書特定の妥当性についてのみ判断する。

(4) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 泉区中田西三丁目の区域は3つの自治会町内会に分かれているため、それぞれの現況届を特定した。

(イ) 各区で作成している現況届の様式では、略図の記載は特に求めておらず、当該自治会町内会から略図が記載された現況届が提出された事実はない。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年3月8日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年11月26日 (第5回第五部会)	・審議
令和6年12月24日 (第6回第五部会)	・審議